第1号様式

市民との意見交換会・報告書

開催地区:神指地区 開催日時: 令和5年11月16日(木) 18時30分 ~ 20時00分

担当班 : 第5班(出席議員)成田芳雄、柾屋奈津子、奥脇康夫、内海 基、吉田恵三、小倉孝太郎

開催場所:中央公民館神指分館

参加人数:男性 5名、女性 0名、合計 5名(うち班外議員 0名)(他自治体等傍聴者 0名)

会場の雰囲気、次回に向けての反省点、申し送り事項など

- 1. 意見交換の総括
- (1) 議会報告、市政全般についての総括
 - ① 9月定例会議について

議案第71号 空家等応急措置条例について、地区内に空き家があるが対象となるのか。また、議案第72号学校設置条例の一部改正について、地域にとって学校とはどのような位置づけなのか等の意見が出された。

② 市政全般について(市のまちづくりに向けた課題)について

ごみの減量についての意見が出され、令和7年度までの減量について、ごみ処理の有料化等の判断をする期限が来ているのではないかとの意見が出された。農業人口の減少・高齢化が進んでいる。新規就農者及び就農者への支援をして欲しいとの意見が出された。

神指小学校のプールが故障し、永和小学校にて水泳の授業を行った。小規模校だから修理ができないのか。他の中規模及び大規模な小学校であれば修理していたのではないか。小規模校には小希望校なりの良い点もあり、機会均等、公平性にかけるのではないかとの意見が出された。

- (2) 地区別テーマについての総括
 - ① 地区別テーマ

神指地区のまちづくりについて

② テーマ設定の理由、背景

地区内の人口減少、空き家の増加等課題が多くあり、今後のまちづくりについて考えて行きたいとの意見。

③ 主な地域課題

地区内の多くは、市街化調整区域となっており、現存する家屋の建替え等の際制限が多くあり、進まない状況がある。地域の活性化等と謳ってはいるが、矛盾しているのではないか。

〇 議会報告(定例会など)、市政全般(市政・議会運営に関する意見交換)について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項 (含む情報提供) ③後日回答

| | | 古む情報促供 3 後日凹合 | | | |
|--|---|---------------|----|---|-----------|
| 市民の発言内容 議会(議員)の発言内容 | | | | | ※項目 |
| 川氏の先言的合 | 日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 番号 | 対応 | キーワード |
| 議会報告P7に空家応急処置についての条例(議案第71号)が掲載されているが、特定空家以外でも対応可能なのか。 地区内に空き家の持ち主は近所に住んでおらず、小屋の壁が傾き、屋根が落ちているところがあるが対応可能か。 | 現地確認した上で当局へ確認する。 | 0 | 3 | 後日確認し、事 後報告する。 (事後処理報告 書P5に記載) | 防災・安 全 |
| 議会報告P7に湊学園についての記載(議案第72号)があるが、地域にとっての学校とはどうなのか。 | | | 1) | | 学校運営 |
| ごみの減量が問題になっているが、今のままでは難しいのではないか。 ごみ処理についての有料化の話もあるが、判断の リミットがすでに来ているのではないか。 | 様々な施策を行い減量化を進めているが、結果として人口減少分の減量のみで結果が伴っていない。これ以上のことができるのか判断すべきところではある。 令和5年2月定例会議での市長の施政方針では、ごみの有料化も検討の旨発表している。 | 0 | 1 | | 環境 |
| 農業人口が減少、高齢化が進んでいる。 新規就農者や若者の就農者への支援をしてほしい。 市独自の支援や国・県へ要望してほしい。 稲作は、貸し借りは可能だが、畑(園芸作物)は 難しい。資材、肥料等の高騰も続いているため併せ て支援をお願いしたい。 | | 0 | 1 | | 農業 |

〇 議会報告(定例会など)、市政全般(市政・議会運営に関する意見交換)について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項 (含む情報提供) ③後日回答

| 市民の発言内容 | 議会(議員)の発言内容 | | 夕 | ※項目 | |
|---|-------------|---|----|---|-------|
| 川氏の光言的谷 | ・ | | 番号 | 対応 | キーワード |
| 神指小のプールが故障して、永和小にて授業を行った。小規模校だから修理できないのか。小規模校には小規模校なりの良さもある。機会均等および公平性が失われてしまうのではないか。 高野・町北・神指地区合同で要望書の提出も検討したが、保護者等が要望していないことから提出を断念した。 | る。 | 0 | 1 | | 学校施設 |
| 数年ぶりに東神指町内会で祭りを実施した。今年は特に暑かったため、暑さ対策として市からの支援をお願いしたい。 | | 0 | 2 | | 地域社会 |
| 真宮新橋梁につながる道路が開通すると、神指地区内の道路が、抜け道として使用され、混雑と通行の危険が伴うと考える。頭の片隅に留めて欲しい。 | | 0 | 2 | | 道路 |
| 市営住宅では保証人がいなくとも入居可能となったが、民間の賃貸住宅では保証人が必要となり、身寄りのない高齢者は入居ができない。何か手立てはないのか。また、市営住宅がない地域では、他の地域へ転居したくない方がいる。 | | 0 | 3 | 後日確認し、事 後報告する。 (事後処理報告 書P5に記載) | 高齢福祉 |

○ 地区別テーマでの意見交換について → 神指地区のまちづくりについて

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

| 市民の発言内容 | 議会(議員)の発言内容 | | 処理状況 | | |
|---|-----------------|----|------|----|--|
| 川氏の先言的各 | 分 | 分類 | 番号 | 対応 | |
| 神指地区は、農業地域が多く、市街化調整区域となっている。地区の活性化等を謳っているが、制約が多く建築に難がある。地域の人口が増加できなければ活性化もあり得ないと思う。 | 担当部署へ確認をお願いしたい。 | 0 | 1 | | |

市民との意見交換会・事後処理報告書

神指 地区

| 件名 | 処理(対応)内容 | 備考 |
|-----------------------------|---|--------------------|
| 1. 空家の応急処置について (P2) | 【市民からの要望・質問】 地区内に小屋が傾き屋根の真ん中が落ちている空き家がある。空家等応急措置条例の対象にならないか。 【事後処理結果】 11/18 現地で写真撮影 11/20 危機管理課へ確認したところ、建設部住宅建築課とともに現地確認をしたい旨の回答をいただく。 11/21 横沼地区の吉川区長へ現地調査の旨伝える。 11/24 危機管理課から現地調査をした結果、現時点では今回の空家条例の案件には当てはまらないため、所有者に改善をしてほしい旨を伝えることにしたとの回答をいただく。 | 方き家の状況 |
| 2. 民間賃貸住宅における保証人支援について (P3) | 【市民からの要望・質問】 民間の賃貸住宅へ転居する際にの保証人を立てられない方へ何か手立てはないのか。 【事後処理結果】 ・福島県居住支援協議会 住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携(「住宅セーフティネット法」第51条第1項)し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等を支援を実施する。 当協議会は、福島県が主催となり、各市町村及び不動産関係団体等で組織されている。市役所建築住宅課等で相談を受け付けております。 12/18 建築住宅課確認。 | 居住支援協議会 E住支援協議会 |